

医療費は、みなさまの保険料で賄われています

知っておいてください、 保険料と保険給付の基礎知識

健康保険は、社会保険制度のひとつであり、相互扶助の精神で成り立っています。それを支えているのが、みなさまと事業主から納めていただいている健康保険料です。みなさまやご家族が受診した際の医療費も、お年寄りの医療費も、この保険料によって支えられているのです。そのしくみと、知っておきたい基本ポイントをご紹介します。



お医者さんにかかった際の医療費を賄う「保険給付」って、ご存じですか

みなさまやご家族が保険証を提示して医療機関を受診した際、窓口で支払う医療費（治療費）は、全額ではありません。かかった医療費の原則3割（小学校入学前は2割、70～74歳は生まれ年によって1～2割、所得の高い人は3割）だ

けを支払い、残り（原則7割）は健保組合が負担しているのです。さらに、医療費が高額になった場合などはみなさまの負担が重くなりすぎないように、健保組合がより多くを負担して支えるしくみがあります。これらを保険給付といいます。

Point ① 医療費の自己負担には限度額が設けられています

自己負担には限度額があり、それを超えた額には、健保組合から「高額療養費」という給付で賄われます。これは法律で定められた給付（法定給付）ですが、IBM 健保組合では、これにプラスして独自の付加金（付加給付）を支給しています。

高額療養費と IBM 健保組合独自の付加金のしくみ

← 医療費の一部負担（原則3割） →	
自己負担限度額（認定証利用時の窓口負担）	高額療養費（法定給付）
★自己負担限度額は所得によって異なります。	
最終的な自己負担額	付加金（付加給付）
被保険者：25,000円＋端数	一部負担還元金
被扶養者：50,000円＋端数	家族療養費付加金

→ 払い戻し

高額療養費は所得によって自己負担限度額が異なります（ホームページを参照）。なお、高額療養費は「健康保険限度額適用認定証」（認定証）を医療機関に提示すれば、窓口での支払いがあらかじめ自己負担限度額までで済みます。認定証は、IBM 健保組合に申請し交付を受ける* ことになりますので、医療費が高額になりそうときには事前に申請しておきましょう。

* 70歳以上の方は「高齢受給者証」が認定証と同じ役割を果たしますので、申請の必要はありません（2018年7月まで。8月から制度改正予定）。

Point ② さらに安心のしくみ、IBM 健保組合独自の「付加金」

IBM 健保組合では独自に、被保険者には「一部負担還元金」、被扶養者には「家族療養費付加金」を、それぞれ高額療養費にプラスして支給しています。自己負担限度額は一部負担還元金が25,000円、家族療養費付加金が50,000円で、それを超えた額が払い戻されます（ただし、給付額の100円未満の端数切捨てのため、最終的な自己負担額はそれぞれに端数がプラスされます）。

なお、付加金については後日（約3ヵ月後）、支給されることになります。

詳しくはHPへ // HOME > 健保組合の給付 > 医療費が高額になったとき > 高額療養費 ほか

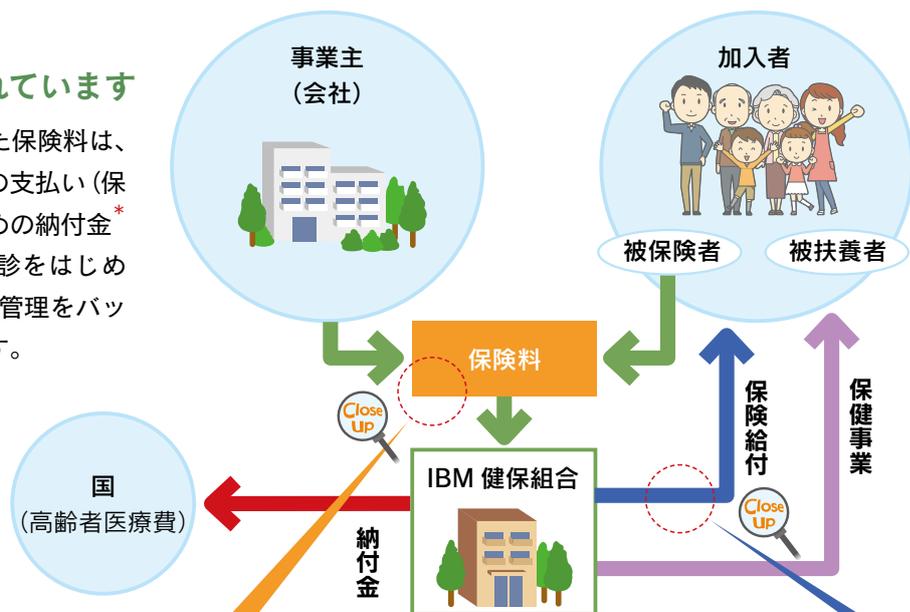


●大切な保険料は主に医療費、そして健康管理にも役立てられています

毎月の給与と賞与から納めていただいた保険料は、その大部分が加入者のみなさまの医療費の支払い（保険給付）と、高齢者の医療費に充てるための納付金*として国に拠出されます。そのほか、健診をはじめとする疾病予防事業など、みなさまの健康管理をバックアップするための保健事業に使われます。



* 65～74歳を対象とした前期高齢者納付金、75歳以上を対象とした後期高齢者支援金があります。



みなさま一人ひとりの「保険料」はどのように決まるのか、ご存じですか

健康保険料の額は一人ひとりの給与の額によって決まります。毎月の給与を標準報酬月額*1にあてはめ、その額に保険料率（千分の68.4）を乗じて求めた額が1ヵ月の保険料ということになります。ただし、事業主（会社）と折半

負担*2となりますので、被保険者のみなさまは千分の34.2を乗じた額が健康保険料として毎月給与から控除されています。また、賞与についても、同じ保険料率で同様に控除されます。なお、被扶養者の方の保険料負担はありません。

- * 1：毎月の給与を50の等級区分に当てはめた額。たとえば、給与月額が52万円の方の標準報酬月額は53万円となります。IBM健保組合ホームページ掲載の「健康保険料月額表」でご確認ください。
- * 2：任意継続・特別退職被保険者の方は全額を負担します。

Point ① 毎月納める保険料の額は次のように決められます

毎月の保険料額 = 標準報酬月額 × 保険料率

Point ② 毎年、給与額をもとに見直しが行われます

定時決定：毎年4・5・6月に支給される給与の平均額をもとに標準報酬月額を見直し、9月分保険料（10月給与から控除）が決定されます。見直された標準報酬月額は、その年の9月から翌年8月までの間使われることとなります。

随時改定：「固定的賃金」に昇給等による変動があり、かつ報酬月額（3ヵ月間の平均額）が等級区分で2等級以上変動した場合に、定時決定を待たずに標準報酬月額が改定されます。

Point ③ 賞与（ボーナス）からも保険料を納めます

賞与から納める保険料額 = 標準賞与額 × 保険料率

賞与についても、同様に保険料を納めます。「標準賞与額」とは、賞与額から1,000円未満を切り捨てた額です。保険料率は毎月の給与の場合と同じです。1年間（年度）に支給される賞与の累計額は573万円を上限とします。

★これらにより決定した保険料が、1年間のみなさまの健康を支えることとなります。

産前産後休業や育児休業の場合には、保険料が免除されます

休業期間中の保険料については、事業主（会社）からの申し出により、被保険者本人だけでなく、会社負担分についても免除となります。なお、それぞれ休業終了後に勤務に復帰し、短時間勤務等により報酬が下がった場合には、被保険者の申し出（会社経由）により、標準報酬月額が決め直されます（標準報酬改定の特例：「産前産後休業終了時改定」「育児休業等終了時改定」）。